伊那市都市計画審議会議事概要	
項 目	伊那市都市計画審議会
開会日時	平成29年11月1日 (水) 午前10時00分
閉会日時	平成29年11月1日(水)午前11時00分
場所	伊那浄水管理センター2階 会議室
出席者	伊那市都市計画審議会委員 信州大学農学部 岡野哲郎 伊那市男と女ネットワーク協議会 北原世津子 伊那市交通安全協会 塩澤幸一 上伊那農業協同組合 渋谷 明 一般社団法人長野県宅地建物取引業協会南信支部 鈴木孝之 伊那市区長会長会 舩阪政義 一般社団法人長野県建築士会上伊那支部 丸山幸弘 伊那市農業委員会 宮下修一 長野県上伊那地域振興局 池内武久 代理 飯沼智成 長野県伊那建設事務所 高橋智嗣 事務局 山崎建設部長 伊藤都市整備課長、松澤都市整備課長補佐、北原技術主査
欠席者	一般社団法人伊那青年会議所 池上裕平 特殊法人伊那商工会議所 唐木和世 伊那市議会 唐澤稔 伊那市議会 柳川広美
議事	(1)調査審議 伊那都市計画用途地域の変更について
資料	伊那市都市計画審議会次第 資料1 審議の概要について 資料2 都市計画変更手続きについて 資料3 都市計画決定に係る関係法令 資料4 都市計画法運用指針(抜粋) 資料5 伊那都市計画用途地域の変更(案)(伊那市決定) 資料6 参考資料(協議用資料) 資料7 伊那都市計画都市計画道路の変更(案)(長野県決定)

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - ・会長より、議事録署名委員に渋谷明委員と舩阪政義委員が指名された。
 - (1) 調査審議 都市計画用途地域の変更について
 - ・事務局より資料にて説明。

【質疑要旨】

(委員)

既存不適格になる方は説明会に参加し、内容を理解されているということか。建築基準法等の 法的なところでは現状で問題がないという説明だけでは、後でトラブルになるのではないか。

議

事

(事務局)

既存不適格に該当する方は住民説明会に参加されていないため、所有者の方に連絡を取って説明をし、ご理解を得られるよう進めている。

(委員)

これは決定がされれば、反対はできないという性質のものなのか、反対があれば決定ができないものなのか。

(事務局)

基本的には、都市計画決定の手続きを進めれば決定となるが、手続きを進める中で反対意見が 多く出て計画の見直しが必要となれば、一番最初から都市計画手続きをやり直すということにな る。市としては丁寧に説明をしてご理解を得て手続きを進めたい。

概 | (委 員)

都市計画道路のルート変更が行われたとして、用途地域の変更は住民の意向によって現状のまま変更しないということができるのか。

(委員)

道路事業であれば、道路が当たれば補償があり、反対が起これば、道路計画自体が中止となるが、都市計画の場合は、反対があっても手続きが進んでしまうのか、本人の反対があれば手続きをとめる方法があるのかを聞きたい。

(事務局)

要

ご意見を踏まえて計画を立てるということになっているが、利害関係者全員の方の意見の一致は難しく、市としてまちづくり、都市計画の考えを丁寧に説明してご理解を得たい。

(委員)

変更内容については、マイナスの部分についてもきちんと説明したうえで、理解していただく 必要がある。

- 2 -

(事 務 局)

伊那市としては、この地域にこういうものを誘導したいという考え方が、今回お示しした案となっている。今回の変更で用途が不適格となる建物の所有者の方々には、個別に負の要素についても説明し、市の方針についてご理解を得るよう努めていきたい。

(委員)

環状北線の新しいルートでは緩衝帯に用途地域を指定するという概念がないが、地形的にいらないということなのか。

(事務局)

議

事

新しいルートは堀割で整備されるため、周辺の地域と高低差があり、道路に面して何かが建つということがないと考えられ、緩衝帯は不要と考えている。ルートの終点付近では、高低差がなくなるが、用途地域が第一種住居地域と工業地域となっており、現在の沿道の用途地域と変わらないため変更は考えていない。

(委員)

新しく環状北線ができる沿線で用途の指定がされていない地域について、現在は農地となっていると思うが、新たに用途を指定する必要はないのか。

(事務局)

現在、用途地域が指定されていないところは、すべて農業振興地域なっており、農業の振興を 図る地域となっている。新たに用途地域を広げるということになると、農業振興地域を外す必要 があり、用途地域を広げることは考えていない。

概 4 その他

・次回の審議会日程について

5 閉 会

要